

令和8年1月16日

質問回答書

件名	那珂フュージョン科学技術研究所で使用する電気の需給契約
----	-----------------------------

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

No.	質問内容	回答内容
1	内訳書に入力する各単価は税込・税抜のどちらになりますでしょうか。 税抜単価で入札金額を算定する場合、実際の契約は税込単価となり、消費税額を乗じることとなりますので小数点第3位以下には数が生じた場合は切り捨てる認識で問題ないでしょうか。	入札内訳書の基本料金単価、電力量料金単価に税込み、税抜きの指定がない場合は、税込の単価にて記載いただいて結構です。
2	内訳書の記載に関して、基本料金単価や従量料金単価は小数点以下2位まで表示してよろしいでしょうか。	差し支えございません。
3	内訳書のExcelデータをいただくことは可能でしょうか。 Excelデータをいただくことが不可能な場合、内訳書は任意様式にて作成しても問題ないでしょうか。	表をエクセルデータにてお渡しすることは可能ですので、必要な場合は入札説明書4.(1)に記載のE-mail宛てにご連絡ください。
4	入札時の算定方法について、内訳書等に記載のない端数処理については以下の端数処理を使用してよろしいでしょうか。 ① 基本料金=契約電力×単価×力率(小数点3位以下切り捨て) ② 電力量料金=使用電力量×単価(小数点3位以下切り捨て) ③ 燃料費等調整(燃料費調整単価+市場価格調整単価)=使用電力量料金×単価(小数点3位以下切り捨て) ④ 再エネ賦課金=使用電力量×単価(円未満切り捨て) ※③④は入札時の算定に含む場合 ⑤ 月合計=【①、②および③の料金の合計(円未満切り捨て)】+④ 税込総額-税抜総額に割り戻す場合 ⑥ 入札金額=⑤×100/110(円未満切上) ※入札説明書に記載の通りの「消費税額を加算した額」を落札金額とする場合、切り上げ処理でないと計算結果に差が出るため切り上げ処理をさせていただくことは可能でしょうか。	①指定はございません。 ②指定はございません。 ③入札金額は、燃料費調整額を含めずに算定してください。 ④入札金額は、再生可能エネルギー発足賦課金を含めずに算定してください。 ⑤月の合計値の端数は切り捨てにてご記載ください。 ⑥年間総価金額(税込み金額)から入札金額(税抜き金額)に表示しなおす際の端数処理については切り上げにてご記載ください。
5	入札金額の算定時に力率は100%で計算してよろしいでしょうか。	入札説明書2.(6)②のなお書きに記載のとおり、力率は100%を保持する予定であり、この予定力率を前提として入札書に記載する金額を算定してください。

6	入札金額の算定時には、燃料費等調整額を含みますでしょうか。また、燃料費等調整額には市場価格調整額を含んだ額になりますでしょうか。 含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示ください。 また適用する場合に国による軽減措置は含みますでしょうか。	入札金額は、燃料費調整額を含めずに算定してください。
7	入札金額の算定時には、再生可能エネルギー発電促進賦課金を含みますでしょうか。含む場合、何年何月分のものを適用するかご教示いただけますでしょうか。	入札金額は、再生可能エネルギー発足賦課金を含めずに算定してください。
8	内訳書の封入方法について、入札書と同封してよろしいでしょうか。 同封する場合、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	同封いただいたて差し支えございません。また、留め方等指定はございませんが、一式であることが分かるように整えてください。
9	入札書に記載する日付は作成日を記入してよろしいでしょうか。	記載時の日付でお願いいたします。 なお、入札書の提出は、入札説明書4.(3)に記載の受領期限まで、郵送する場合は受領期限までに必着でお願いします。
10	弊社は、郵送にて立ち会いをせずに入札予定のため、再入札の際は辞退を予定しております。 その場合、初度入札と同時に再入札辞退届の提出は必要でしょうか。	第2回目開札にて辞退されることが確定している際は、第1回目開札分の入札書と共に、第2回目開札分の入札書をご提出いただいても結構です。また、ご辞退される際は入札書の金額記載欄に「辞退」とご記載ください。
11	現在の契約電力会社、契約種別をご教示ください。(適当な単価設計のため必要な情報となりますのでご教示ください。) 例 ○○電力 業務用電力、高圧電力等	契約電力会社:株式会社エフオン 契約種別:特別高圧業務用電力
12	本契約において、予備電力のご契約は予定されていますでしょうか。ある場合、種別は予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備線となります。

13	<p>本契約において、自家発補給電力の契約を予定されていますでしょうか。ある場合、内訳書に記載るのは使用月と不使用月のどちらになりますでしょうか。</p>	<p>現在のところございません。</p>
14	<p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございませんか。下記ご確認をお願いいたします。</p> <p>(500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせていただきます。</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間をいただきます。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>(500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p> <p>(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p>	<p>現在のところございません。</p>
15	<p>請求書の表記について</p> <p>【繰上検針(計量日1日)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月1日から2026年4月30日まで使用した電気料金は、2026年4月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。</p> <p>【分散検針(計量日1日以外)の場合】 弊社の料金算定の都合上、2026年4月18日から2026年5月17日まで使用した電気料金は、2026年5月分電気料金としてご請求することとなります。 また、燃料費調整額の適用は2026年5月分となります。これについて、経理上不都合がございませんか。</p> <p>※上記日付はあくまでも、一例です。それぞれの検針日により日付は異なります。</p>	<p>【繰上検針の場合】 差し支えございません。 【分散検針の場合】 差し支えございません。</p>

16	<p>弊社では契約期間中に燃料費等調整制度を適用することを前提として単価設定を行っております。(入札時の単価には燃料費調整額は含まれておません)</p> <p>契約期間中に適用する燃料費等調整制度について入札時にみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者)が公表している最新の約款(以下、みなし小売約款)に基づいた算定方法を契約期間中に適用する認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、契約期間中にみなし小売約款が改定されても、契約期間満了までは契約開始時と同じ算定方法を継続いたしますがよろしいでしょうか。</p>	受注者と別途協議とさせていただきます。
17	燃料費等調整制度が変更された場合は、入札価格と実際の価格に大きく差が生じる可能性があるため協議に応じていただくことは可能でしょうか。	令和8年4月1日に締結予定の契約書内容を主とするため、内容によっては協議に応じられない場合がありますことご了承ください。
18	弊社の請求書の発行は、原則、検針日から8~10営業日迄に発行させていただき、15営業日迄に原本の到着(請求書の原本郵送が必要な場合に限る)とさせていただいております。ご了承いただけますでしょうか。	支払期限については受注者と別途協議させていただきます。
19	<p>支払期日について、下記期日でお願いしております。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>【銀行振込の場合】検針日から30日以内(検針日から30日以内が難しい場合は、請求書到着より30日以内)</p> <p>【口座振替の場合】繰上検針で当月27日、分散検針で翌月14日(2~15日)と翌月27日(16~31日)にお振替</p>	支払期限については受注者と別途協議させていただきます。
20	弊社は、環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	Webサービスより確認することは可能です。契約締結後~契約開始までに事前にサービスへの登録についてご案内、ご調整ください。
21	お支払いについては口座振替もしくは銀行振込にてお願いしておりますが、どちらでのお支払いになる見込みかご教示いただけますでしょうか。	<p>支払方法について口座振込、口座振替共に対応可能です。</p> <p>銀行振込の場合における振込手数料については当機構の負担で差支えございません。</p> <p>仔細については、落札後調整させていただく予定です。</p>
22	【銀行振込を選択される場合はご回答ください】分割請求や分割振込での対応は可能になりますでしょうか。	分割請求や分割振り込みでのお支払いは現時点では発生しない見込みです。

23	弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	原則として今回提示した契約書(案)となりますため、ご了承ください。契約書に記載のない事項に関しては、ご落札後内容拝見し別途協議させていただきます。項目によっては変更に応じかねる場合もありますことご了承ください。
24	契約書の取り交わし(双方押印・原本到着)期日はございますでしょうか。 弊社では、内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになる予定です。指定の期日内での対応ができかねる場合は提出日の延長について協議させていただくことは可能でしょうか。(契約締結日は指定いただけます。)	契約書は2026年4月1日付にて締結させていただく予定です。契約書の取り交わし時期は2026年3月下旬～2026年4月中を予定しておりますため、こちらに間に合うよう、調整を進めさせていただきます。
25	適合証明書に関して令和5年度の数値で提出をするように記載がありますが、現在令和6年度の数値を国に提出しており、報告した数値をHPに記載させていただいております。弊社としては適合証明書の数値を令和6年度の数値で提出をさせて頂ければとおもいますが、問題ないでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、横並びでの比較を行う観点から、令和5年度の数値で提出してください。
26	基本料金や従量料金を一般送配電事業者の託送供給約款を基に算出しております。入札を行った日時以降に当該地域を管轄する一般送配電事業者の託送供給約款に変更による原価上昇があった場合に、弊社の基本料金や従量料金単価などの各単価もそれに伴い変更となります。変更があった場合には単価の変更に関して協議させていただけますでしょうか。	令和8年4月1日に締結予定の契約書内容を主とするため、内容によっては協議に応じられない場合がありますことご了承ください。
27	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	現在の電力供給会社:株式会社エフオン 様 計量日:毎月1日
28	1日以外の施設様は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となりますご了承いただけますでしょうか。	計量日は毎月1日となります。
29	1日以外の施設を含むご案件について弊社とのご請求回数が13回になりますがご了承いただけますでしょうか。	計量日は毎月1日となります。

30	各施設について、自動検針装置はついていますか。	自動検針装置が設置されております。 (取引用電力量計が1台)
31	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	現在のところございません。
32	内訳書は任意様式でも問題ありませんでしょうか。	入札説明書で示された様式での提出をお願いいたします。
33	請求書は紙請求書を郵送いたします。請求書の到着は毎月15日前後、また長期連休時に20日頃になる可能性がございますがよろしいでしょうか。(到着前の確定金額の提示はできません)	支払期限については受注者と別途協議させていただきます。
34	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	差し支えございません。
35	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。 請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)ご承諾いただけますでしょうか。	契約書に記載の契約単価については税込単価で差し支えございません。 支払期限については受注者と別途協議させていただきます。
36	燃料費調整単価は東京電力エナジーパートナー様の算定諸元である「燃料費調整額=燃料費調整単価(ベーシックプラン) + 市場価格調整単価(ベーシックプラン)」の時間帯別燃料費調整単価にて算出適用しております。ご了解いただけますでしょうか。	入札金額の算定にあたっては、入札説明書2.(6)②に記載の内容をご確認の上、ご参加ください。 実際の料金算定につきましては受注者と別途協議とさせていただきます。
37	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	現在のところございません。 単価変更につきましては、令和8年4月1日に契約予定の契約書内容を主とするため、内容によっては協議に応じられない場合がありますことご了承ください。

38	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過する計画はありませんが、超過した場合は協議とさせていただきます。
39	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。 例:契約電力:○○kW 最大需要電力実績:2024年1月 ○○kW	契約電力:16,500kW 最大需要電力実績:2025年7月 13,000kW 年度により実験計画の進捗により年度毎に契約電力が増減します。
40	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	相違はありませんが必須となります。
41	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	対応可能です。
42	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	対応可能です。
43	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますですがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	対応可能です。
44	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	建築・増築にかかる移転は予定しておりません。
45	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。	契約期間中に引込位置の移設・変更等に関する工事は予定しておりません。
46	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定期2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	差し支えございません。ただし事業継続に影響を及ぼし得る突発的な故障については対象外とします。

47	開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	開札結果はメール等でお伝えいたしますが、開札にお立合いいただけない場合、お伝えできるのは落札者と落札金額のみ(落札者がいなかつた場合は1番札の金額のみ)になることをご了承願います。
48	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	可能です。
49	【アフターサービス・メンテナンス】 アフターサービス及び設備メンテナンスについて、どのようなことを想定されていますでしょうか。	主に停電復旧対応を想定しています。
50	弊社の基本料金単価及び電力量料金単価は、燃料費調整の影響も加味して設定しており、月々の燃料価格の変動はお客様へ転嫁しておりません。(契約期間を通じて単価の変動なし) そのため、弊社が落札した場合は、「燃料費等調整額」を請求しない契約となります。が、問題ありませんでしょうか。(基本料金+電力量料金+再エネ賦課金)	受注者と別途協議とさせていただきます。
51	現在の、予備線・予備電源の契約有無についてお教えください。 また、契約がある場合には、今回の入札額に含める必要はございますか。	予備線の契約がございます。 入札額に含めて算出をお願いします。
52	契約開始日とあわせて契約電力を変更しますでしょうか。 ・契約電力を増加される場合は一般送配電事業者の管轄事業所と事前協議を必ず実施していただくようお願いいたします。(事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。) ・また、契約電力を減少される場合も同様に協議が調わない場合は、契約開始日に間に合わない場合がありますのでご了承ください。	契約開始日と併せて契約電力を増加する(令和7年度契約電力:16,500kW→令和8年度契約電力:23,500kW)予定となっておりますので協議について対応させていただきます。

53	契約電力を変更(増加・減少)する場合、一般送配電事業者への接続供給サービス申込みのため、申込契約電力の算出根拠が必要となりますので、弊社が落札した場合は、算出根拠資料の提出をお願いいたします。(事前協議の結果、一般送配電事業者の供給設備増強工事が必要な場合等や手続きの期間が短く協議が調わない場合は、契約変更日に間に合わない場合がありますので、ご了承ください。)	算定根拠について、落札後に提出するよう対応させていただきます。
54	現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	今年度は株式会社エフオン様と契約締結しております。
55	現在の契約電力および直近一年間の最大需要電力を提示していただけますでしょうか。 電気需給開始日時点で過去1年間の実績最大電力が仕様書の契約電力を上回っている場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は過去1年間の実績最大電力でのご契約となりますがご了承いただけますか。	契約電力:16,500kW 最大需要電力実績:2025年7月 13,000kW また、記載の条件について了承しました。
56	電気の需給契約は1年を単位としており、新たに電気の需給契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則としております。1年に満たないで需給契約を廃止される場合は、接続送電サービス料金の精算、期中解約金を申し受けます。また、契約電力等を1年に満たないで減少される場合は、当該部分について接続送電サービス料金を精算させていただきますがよろしいでしょうか。	需給契約の廃止および仕様変更は現時点では発生しない見込みですが、万が一変更する場合は協議とさせていただきます。
57	封筒の大きさ等に指定はありますでしょうか。	封筒の大きさ等については特に指定はございませんが、一式であることが分かるように整えてください。
58	電気料金請求書(払込用紙)はお支払専用用紙となりますので、ご請求金額の内訳は表示されておりません。弊社のWEBサイトより「電気料金等請求書・請求金額内訳」にてお知らせさせていただきますがよろしいでしょうか。 なお、「電気料金等請求書・請求金額内訳」はインボイス制度に対応した適格請求書となります。押印は必須ではないため省略しております。 また、代表者名、責任者名、担当者名、連絡先等の表示もございません。	差し支えございません。

59	<p>一般送配電事業者の託送供給約款の見直し(レベニューキャップ制度)等、社会情勢の大きな変化があった場合は、契約単価を変更させていただけたいと存じますが応じていただけますか。</p> <p>※レベニューキャップ制度とは、近年頻発している自然災害や、再生可能エネルギーの普及など、様々な環境変化に対応するため、一般送配電事業者が電力送配電設備の強靭化などに必要な投資の確保と、コスト効率化による費用削減を両立させるための制度となり、一般送配電事業者の送配電設備を利用する際の利用料であることから、当社にて提供しているすべての料金メニューが対象となります。</p>	<p>令和8年4月1日に締結予定の契約書内容を主とするため、内容によっては協議に応じられない場合がありますことご了承ください。</p>
60	<p>弊社では、2026年3月末を以て旧電気料金プランが廃止となるため、2026年4月1日に電気需給約款の改定を予定しています。</p> <p>それに伴い、燃料費調整制度(基準燃料価格、基準燃料単価および係数)ならびに市場価格調整制度(基準市場価格、基準市場単価)が見直されます。</p> <p>弊社が落札した場合は、2026年4月1日に電気需給約款による算定を行いますがよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者と別途協議とさせていただきます。</p>
61	<p>弊社は令和6年4月1日の電気需給約款の改定により電力量単価が単一となる料金プラン(ベーシックプラン)での応札となります。毎月の電力量料金内訳も(夏季・その他季等2窓)(ピーク・夏季昼間・その他季昼間・夜間等4窓)の計量の区別がなく、単一単価が表示されますがよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者と別途協議とさせていただきます。</p>
62	<p>弊社が落札した場合、実際の料金算定にあたっては、ベーシックプランの燃料費調整額および市場価格調整額による調整を行うことでよろしいでしょうか。</p>	<p>受注者と別途協議とさせていただきます。</p>
63	<p>契約単価および電気料金請求時は税込み単価とすることでよろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えございません。</p>
64	<p>弊社が落札した場合、弊社は振込口座を持ち合わせていないため、弊社所定の払込用紙による金融機関等でのお支払い、または自動引き落としでのお支払いとなりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えございません。</p>
65	<p>弊社が落札した場合、契約先変更の手続きに必要な以下の内容についてご提示いただけますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・供給地点特定番号 ・現在の供給者とのご契約番号(コード) ・現在の供給者とのご契約名義 ・現在の供給者 	<p>提示いたします。</p>

66	質問書の回答内容を確認するために担当者さま宛てに電話することは可能でしょうか。	差し支えございません。
67	入札説明書および入札仕様書等に変更や修正が生じた場合は、電話等にて連絡をいただけますでしょうか。	現時点変更する計画はありませんが、仕様変更が生じた場合は、当機構のホームページ「調達情報」に変更後の仕様書を掲載するとともに、既に入札説明書を配布した事業者の方々に対しては個別にご連絡させていただきます。
68	弊社が落札した場合、契約協議は電話、メール等での対応でよろしいでしょうか。	差し支えございません。
69	燃料費等調整(燃料費調整および市場価格調整)を適用しない料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	受注者と別途協議とさせていただきます。
70	燃料費等調整の適用が必須な場合、その調整額算定方法は、関東管内のみなし小売電気事業者の「市場調整ゼロプラン」によるものとの認識でよろしいでしょうか。	受注者と別途協議とさせていただきます。
71	弊社の支払期日は下記の通りとなります。ご了承いただけますでしょうか。 検針日 1日:当月末支払い 検針日 2日～10日:翌月10日支払い 11日～20日:翌月20日支払い 21日～月末:翌月末支払い	原則、請求書の提出が毎月10日締めとなり、支払いは翌月末払いとなります。
72	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定(例:開札日)等はございますか。	記載時の日付でお願いいたします。 なお、入札書の提出は、入札説明書4.(3)に記載の受領期限まで、郵送する場合は受領期限までに必着でお願いします。
73	自家発補給電力の契約はありますか。	現在のところございません。

74	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えていただけますでしょうか。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過は正を行う予定はありますか。	令和7年度の契約電力と直近1年間の最大需要電力実績は以下の通りです。契約電力:16,500kW 最大需要電力実績:2025年7月 13,000kW ただし、年度により実験計画の進捗により年度毎に契約電力が増減します。
75	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過は正をいたします。(超過は正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。	契約書及び適用される約款等に準じた対応であれば差し支えございません。
76	契約書案第15条2項【各月10日までに支払請求書を受理する】とございますが、弊社では、請求書の発送は毎月7営業日頃となり、WEB上へのアップロードは毎月5営業日頃となっております。ご了承いただけますでしょうか。	差し支えございません。
77	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日と計量日は同日となります。
78	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	原則として今回提示した契約書(案)となりますため、ご了承ください。契約書に記載のない事項に関しては、ご落札後内容拝見し別途協議させていただきます。項目によっては変更に応じかねる場合もありますことご了承ください。
79	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要がありますでしょうか。	留め方等指定はございませんが、一式であることが分かるように整えてください。入札書、内訳書を郵便により提出する場合は二重封筒としてください。
80	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。 ・総額(税込)より総額(税抜)を差し引き、消費税額を算出する	入札内訳書における基本料金単価および電力量料金単価について、税込・税抜の指定がない場合は、税込単価で記載いただいて差し支えありません。また、基本料金および電力量料金の端数処理については、特に指定はありません。その他の点については、ご認識のとおりです。

81	現在、時間帯別プランにて入札金額内訳書をご用意いただいているが、季節別プランとして内訳書を作成してもよろしいでしょうか。その場合、弊社独自の様式にて入札金額内訳書を作成・提出してもよろしいでしょうか。	現在の入札内訳書のとおり時間帯別プランにて作成をお願いします。
82	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	受注者と別途協議とさせていただきます。
83	弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。	受注者と別途協議とさせていただきます。
84	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	受注者と別途協議とさせていただきます。
85	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	開札日に決定する見込みですが、入札額が予定価格に達しない場合等には、2回目以降の入札が生じる可能性があります。その場合は、速やかに開札日を調整します。
86	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	差し支えございません。
87	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	受注者と別途協議させていただきます。
88	合算請求書の発行が必要な場合、各施設の個別の請求書についてはマイページでご確認いただく対応となりますかがよろしいでしょうか。	差し支えございません。

89	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	差し支えございません。
90	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	受注者と別途協議させていただきます。
91	当社は2025年4月1日適用の旧一般電気事業者と同一の燃料費等調整額を適用しており、旧一般電気事業者の電気需給約款[特別高圧・高圧](2025年4月1日実施)における附則、(11)業務用電力、水料金に記載の燃料費等調整額と市場価格調整額を契約終了まで適用させていただきますが可能でしょうか。	受注者と別途協議させていただきます。
92	契約書案の契約金額(単価)について、落札者の応札プランに応じて修正されるという認識でよろしいでしょうか。	受注者と別途協議させていただきます。
93	市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか。	差し支えございません。なお、入札金額は、燃料費調整額を含めずに算定してください。

	<p>入札説明書一式について 弊社の料金構成は以下の通りで、市場連動型プランによる供給を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金 ・従量料金 ・供給管理費 ・再生可能エネルギー賦課金 ・カーボンフリー促進費(高度化法) ・安定供給維持費(容量拠出金) <p>基本料金は、契約電力に対しかかる料金です(原価)。 従量料金は、使用電力量に対しかかる料金です(原価)。 供給管理費は、使用電力量に対しかかる弊社粗利分です(粗利)。</p> <p>安定供給維持費については、容量市場における供給力取引に関して弊社が負担する容量拠出金に相当する額として弊社が定める金額を、安定供給維持費としてご請求いたします。</p> <p>カーボンフリー促進費は、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用および化石エネルギー原料の有効利用促進に関する法律に基づき、非化石電源比率向上のために必要な非化石証書の調達等に係る費用相当額を弊社が定める金額としてご請求いたします。</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、法令による1kWhあたりの告示単価に使用電力量を乗じた金額としてご請求いたします。</p> <p>※市場連動プランとは 本プランは、日本卸電力取引所(JEPX)におけるスポット市場価格に基づき、電力量料金(従量料金)が時間帯ごとに変動する「市場連動型料金体系」を採用しております。 JEPXの各時間帯の価格をもとに従量料金を算出する仕組みであり、電力市場の需給状況に応じて料金が変動する特性がございます。 そのため、市場価格が高騰した場合には料金が上昇するリスクがある一方で、市場価格が安値に推移した場合には、従来型の固定単価プランに比べて電力コストを大きく削減できるメリットがございます。</p> <p>弊社としては、入札時に提示していない費用項目を契約後に追加請求する意図は一切ございません。</p> <p>すでに日本郵政グループ様をはじめ多数の契約実績があり、誠実な運用を行っております。 今後も引き続き誠実に対応してまいりまいりますので、市場連動プランでの入札参加をご容認いただけませんでしょうか。</p>	<p>市場連動プランでの契約については差し支えございませんが、入札金額の算定にあたっては、入札説明書2.(6)②に記載の内容をご確認の上、ご参加ください。</p>
--	--	---

95	<p>その他について</p> <p>落札後に契約書を確定できず契約に至らなかった場合(※)には、指名停止並びに賠償金等は生じますでしょうか。今回、質問させていただく背景といたしましては、落札後に協議しても双方が飲めない部分が生じて最悪の場合契約締結できないことも可能性としてあると考えているためです。</p> <p>(※)弊社所定の申込書によるお申込み・承諾による契約形式の場合に、お申込み内容が確定できず契約に至らなかったときを含みます。</p>	<p>指名停止等となる可能性はありますが、その理由や状況によります。仕様書および契約条項を十分にご確認のうえ、ご納得いただいた上で応札してください。</p>
96	<p>その他について</p> <p>本質問回答は、入札説明一式と同等の効力をもつものとして扱われる、という認識で相違ございませんでしょうか。</p> <p>質問の背景といたしましては、落札後の契約交渉を円滑に進めるために、内容の正式な効力を確認をさせていただきたく存じます。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
97	<p>契約書について</p> <p>契約締結に伴い貴社の契約書フォーマットにて契約交渉を実施する場合は契約書の修正協議は可能でしょうか。</p> <p>また、貴社の契約書フォーマットがない場合は弊社フォーマットをベースに契約交渉いただける理解で相違ございませんでしょうか。</p>	<p>原則として今回提示した契約書(案)となりますため、ご了承ください。契約書に記載のない事項に関しては、ご落札後内容拝見し別途協議させていただきます。項目によっては変更に応じかねる場合もありますことご了承ください。</p>
98	<p>その他について</p> <p>落札日から供給開始日までの期間が短いため、スムーズな切替え手続きを進める必要がございます。</p> <p>そのため、弊社が契約締結前に交付する申込書等の資料については、入札日前にご送付いたしますので、あらかじめ内容をご確認いただき、弊社が落札させていただいた場合には、速やかにご提出いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>落札者決定前の対応はいたしかねますので、ご了承ください。</p>

	<p>99 入札金額算定について 見積算定時の従量単価につきましては、前年度同月のエアープライス単価を用いて算出する認識でよろしいでしょうか。また、従量単価に含まれる諸経費(託送単価・損失率等)については、最新の公表単価を反映して算出し、契約時には弊社約款に基づきご請求させていただければと存じます。</p> <p>ここで言及している「諸経費」とは、託送単価・損失率等の送配電起因の費用を指しており、これらは弊社が任意に決定できるものではなく、供給地点を管轄する送配電事業者が定める値に基づくものです。</p> <p>したがいまして、諸経費の算定につきましては、以下のように整理させていただければと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・託送等の送配電起因の諸経費については、弊社でリスクとして内包するものではなく、管轄事業者の公表値に準拠して請求するのが妥当であると考えております。 ・見積時には最新の単価を反映し、契約後は送配電事業者の決定値に基づき反映させていただく取り扱いについて、ご容認いただけませんでしょうか。なお、諸経費を除く純粋な従量単価部分につきましては、市場連動プランの特性上、都度変更契約を締結するのは現実的ではないため、当該特性をご理解のうえ、柔軟にご容認賜れますと幸いです。 	<p>入札金額の算定方法につきましては、入札公告および仕様書等に示した条件を満たす範囲で、各入札参加者のご判断により算定してください。 なお、契約後の料金請求につきましては、入札時に提示された条件および契約書等に基づくものとします。</p>
--	---	--